

「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」重要事項説明書

(令和 6 年 7 月 1 日現在)

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(福山市指定 第 3 4 9 1 5 0 1 4 2 9 号)

当事業所はご契約者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 沼隈社会福祉協会
- (2) 法人所在地 福山市沼隈町大字草深 1 8 8 9 番地 2 6
- (3) 電話番号 0 8 4 - 9 8 7 - 0 9 2 4
- (4) 代表者氏名 理事長 箱田 篤憲
- (5) 設立年月 平成 2 6 年 4 月 1 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
平成 2 6 年 4 月 1 日指定 福山市第 3 4 9 1 5 0 1 4 2 9

(2) 事業所の目的

社会福祉法人沼隈社会福祉協会が開設する沼隈社会福祉協会小規模多機能型居宅ふくし（以下「事業所」という。）が行う指定の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要支援状態にある高齢者等に対し、適切な介護予防小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 沼隈社会福祉協会小規模多機能型居宅介護ふくし
- (4) 事業所の所在地 福山市沼隈町大字草深 1 8 8 9 番地 2 6
- (5) 電話番号 0 8 4 - 9 8 7 - 0 5 6 7
- (6) 管理者氏名 貝田 百合子
- (7) 当事業所の運営方針

利用者一人一人の人格を尊重し、住み慣れた地域で生活できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護保険法令に従い通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせる事により、地域での暮らしを支援します。

事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

- (8) 開設年月 平成 2 6 年 4 月 1 日
- (9) 登録定員 2 5 人 （通いサービス定員 1 5 人、宿泊定員 6 人）

(10) 当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

[居宅介護支援事業] 平成 16 年 12 月 1 日指定 広島県第 3474300021 号

[指定介護予防通所介護事業所] 平成 18 年 4 月 1 日指定 広島県第 3474300088 号

[指定訪問介護事業所] 平成 16 年 12 月 1 日指定 広島県第 3474300062 号

[指定介護予防訪問介護事業所] 平成 18 年 4 月 1 日指定 広島県第 3474300062 号

[指定訪問看護事業所] 平成 16 年 12 月 1 日指定 広島県第 3464390016 号

[指定介護予防訪問看護事業所] 平成 18 年 4 月 1 日指定 広島県第 3464390016 号

[指定福祉用具貸与事業所] 平成 16 年 12 月 1 日指定 広島県第 3474300187 号

[指定介護予防福祉用具貸与事業所] 平成 18 年 4 月 1 日指定 広島県第 3474300187 号

[指定特定福祉用具販売事業所] 平成 18 年 4 月 1 日指定 広島県第 3471504997 号

[指定特定介護予防福祉用具販売事業所]

平成 18 年 4 月 1 日指定 広島県第 3471504997 号

[指定認知症対応型共同生活介護] 令和 2 年 8 月 1 日指定 福山市第 3491502112 号

[指定介護予防認知症対応型共同生活介護]

令和 2 年 8 月 1 日指定 福山市第 349150142920 号

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 福山市沼隈町、内海町 (日常生活圏域名 南部 2)

(2) 営業日及び営業時間

営業日：年中無休

通いサービス・・・ 9 時 00 分～16 時 00 分

宿泊サービス・・・ 16 時 00 分～ 9 時 00 分

訪問サービス・・・ 24 時間

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 管理者 1 名 (兼務可)

(2) 介護支援専門員 1 名以上 (兼務可)

(3) 看護職員 常勤 1 名以上

(4) 介護職員 介護従事職員として看護職員を含め 8 名以上

宿泊に対して 1 名以上の夜勤職員を配置する。その他自宅等で暮らしている方々に対しては宿泊又は訪問可能なオンコール体制にて 1 名以上配置する。

当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

・介護予防小規模多機能型居宅介護計画

小規模多機能型居宅介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及び置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護職員、看護職員と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に説明し、利用者の同意を得る。

介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付する。なお、交付した介護予防小規模多機能型居宅介護計画は、2年間保存する。

利用者に対し、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づいてサービス提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の容体の変化等の把握を行い、必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。

介護予防小規模多機能型居宅介護計画の目標及び内容については、利用者または家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い記録する。

介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

(1)～(4)のサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

(1) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

①日常生活の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア. 移動の介助

イ. 養護（休養）

ウ. 通院の介助等その他必要な介護

②健康チェック

血圧測定等、利用者の全身状態の把握

③機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種支援を提供する。また、外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行う。

- ア. 日常生活動作に関する訓練（アクティビティ・サービス）
- イ. グループ活動
- ウ. 行事的活動
- エ. 園芸・菜園活動
- オ. 趣味活動（ドライブ・買い物等を含む）
- カ. 地域における活動への参加

④食事支援

- ア. 食事の準備、後片付け
- イ. 食事摂取の介助
- ウ. その他の必要な食事の介助

⑤入浴支援

- ア. 入浴又は清拭
- イ. 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助
- ウ. その他必要な介助

⑥排泄支援

利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行う。

⑦送迎支援

利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行う。

（２） 訪問サービス

利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

（３） 宿泊サービス

宿泊サービス事業所のサービス拠点に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

（４） 相談・助言等

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

- ①日常生活に関する相談・助言
- ②認知症高齢者等を抱える家族への相談、助言
- ③福祉用具の利用方法の相談、助言
- ④住宅改修に関する情報の提供
- ⑤医療サービスの利用についての相談、助言
- ⑥日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き
- ⑦家族・地域との交流支援
- ⑧その他必要な相談、助言

＜サービス利用料金（１月あたり）＞

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額 1 割～3 割）をお支払いください。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆共通的服务

1. 要介護度とサービス利用料金	要支援 1	要支援 2
	3,450 単位	6,972 単位

(1 単位=10.00 円)

☆月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

☆月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じた日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

☆加算対象サービス

以下のサービスを利用される場合には、それぞれ料金が上記に加算されます。

1. 加算対象サービスとサービス利用料金 初回加算（開始から30日） 30単位/日 サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 750単位/月 総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ） 800単位/月 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 14.9% ※毎月の利用料に14.9%を乗じた金額	※下記項目は該当者のみ 若年性認知症利用者受入加算 450単位/月 口腔・栄養スクリーニング加算 20単位/回 ※6ヶ月ごとに1回
--	---

(1 単位=10.00 円)

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

- ① 宿泊は、1泊につき2,500円。
- ② 食費は、利用した食事に対して、朝食200円、昼食650円、夕食550円。
- ③ 尿取りパット100円/枚、紙パンツ200円/枚、紙オムツ300円/枚。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前

☆前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用の説明をした上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いの同意する旨の文章に署名（記名捺印）を受ける。

前記（１）、（２）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月２７日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止、変更をご希望される場合はサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。対応できるように協議いたします。

開催：隔月で開催。

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

8. 協力医療機関

各利用者の主治医との連携を基本にしつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

＜協力医療機関＞

内海町 いちかわ診療所

福山市内海町ロ 355-1

084-980-9099

山陽歯科クリニック

福山市沼隈町中山南 1083-1 084-988-1377

9. 短期利用居宅介護

(1) 当事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援事業所の担当職員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供する。

(2) 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内（利用者の日常の生活上の世話をを行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。

(3) 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する指定介護予防支援事業所の担当職員が作成する介護予防サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

＜短期利用型サービス利用料金（1日あたり）＞

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額 1割～3割）をお支払いください。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆共通的服务

1. 要介護度とサービス利用料金	要支援 1	要支援 2
	424 単位	531 単位

(1 単位=10.00 円)

☆加算対象サービス

1. 加算対象サービスとサービス利用料金
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 2.5 単位/日
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 14.9%
※毎日の利用料に 14.9%を乗じた金額

(1 単位=10.00 円)

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

- ① 宿泊は、1泊につき2,500円。
- ② 食費は、利用した食事に対して、朝食200円、昼食650円、夕食550円。
- ③ 尿取りパット100円／枚、紙パンツ200円／枚、紙オムツ300円／枚。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月27日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

- | |
|--------------------------------|
| ア. 金融機関口座からの自動引き落とし
イ. 現金払い |
|--------------------------------|

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止、変更をご希望される場合はサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。対応できるように協議いたします。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階
- (2) 建物の延べ床面積 1,369.95㎡

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

管理者…事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行います。

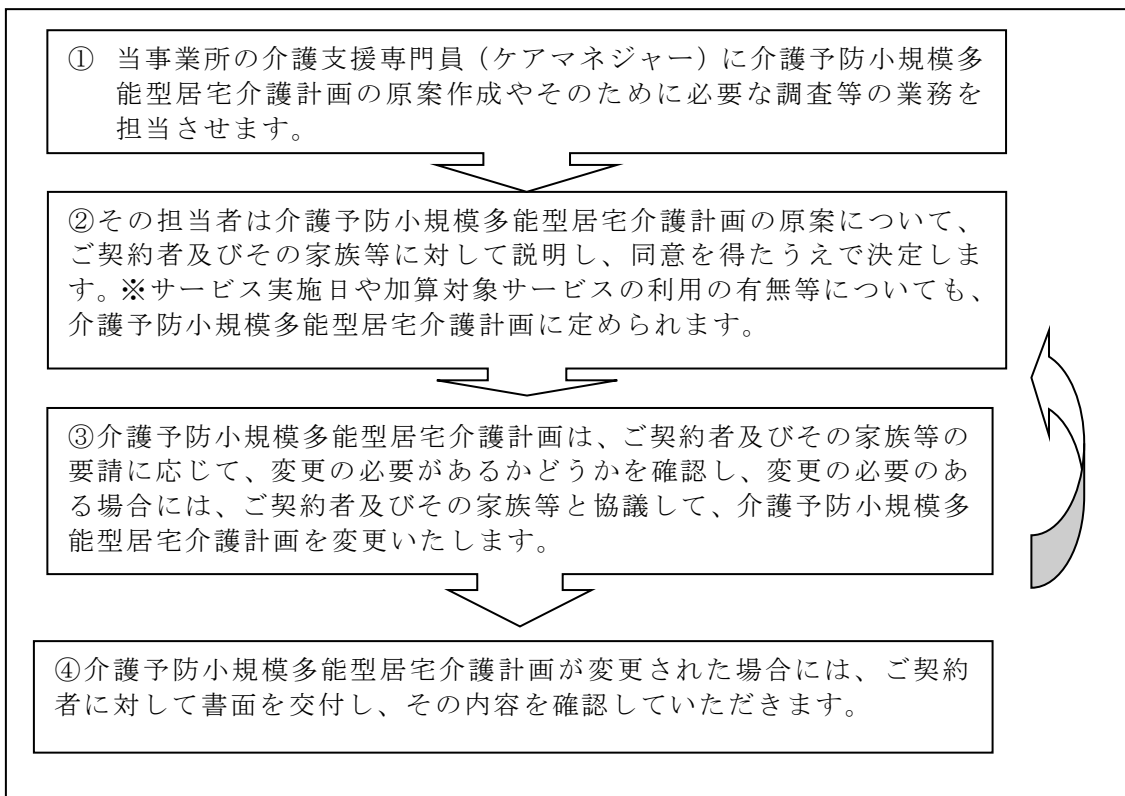
介護支援専門員…利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成及び地域の包括支援センターや訪問看護事業所等他の関係機関との連絡・調整を行います。

看護職員…健康把握を行うことにより利用者の健康状態を的確に掌握するとともに利用者のかかりつけ医等の関係医療機関との連携を行います。

介護職員…介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対して適切な介助を行います。宿泊に対して1名以上の夜勤職員を配置する。その他自宅等で暮らしている方々に対して宿直又は訪問可能なオンコール体制にて1名以上配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、契約締結後に作成する「介護予防小規模多機能型居宅介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。



4. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤高齢者虐待防止法に掲げる、虐待または虐待の恐れがあると判断したときは利用者の管轄する地域包括支援センターに連絡します。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
 - ・ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
 - ・サービス担当者会議など、契約者に係る他のサービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

5. サービスの利用に関する留意事項

（1）施設・設備の使用上の注意

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（2）喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

1. 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する緊急の連絡先にも連絡します。

2. 事故発生時の対応について

利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合には、市町、利用者の家族、利用者に係る介護予防居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

8. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

9. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更にも同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 事業所の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は廃止した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① ご契約者が入院された場合
- ② 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。